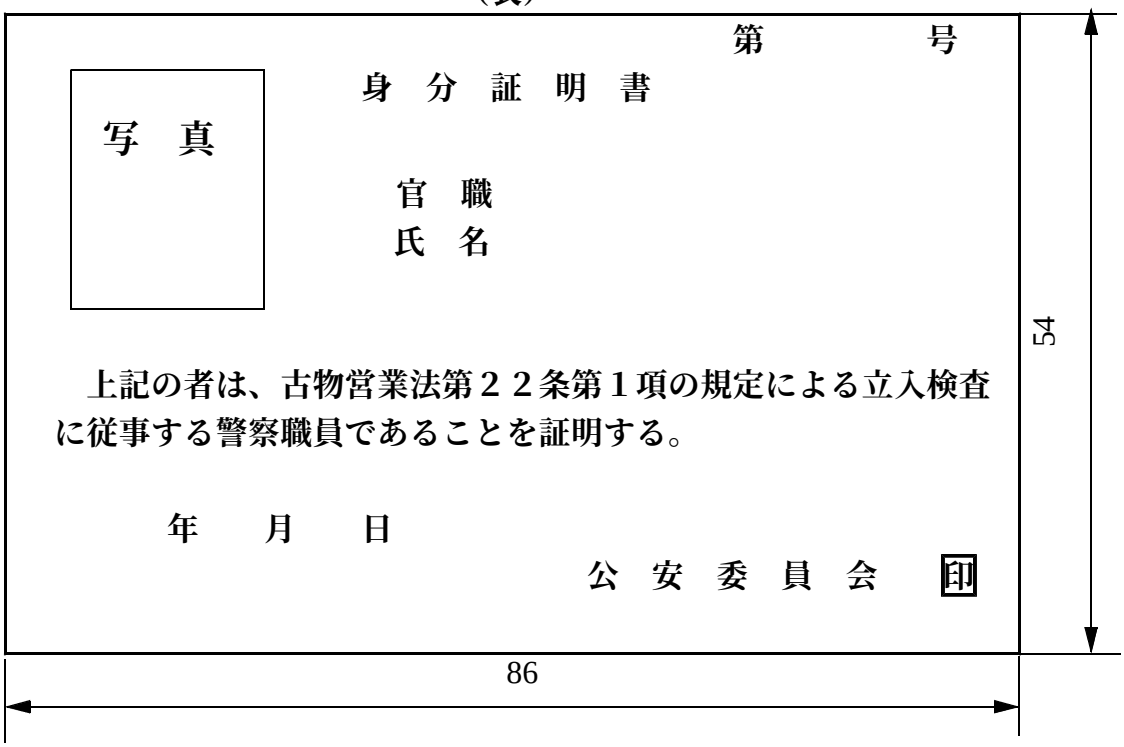
別記様式第１６号の１０（第２０条関係）

（表）



（裏）

古　物　営　業　法　（　抜　粋　）

第２２条　警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、古物市場又は第１０条第１項の競り売り（同条第２項及び第３項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第１８条第１項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。（略））を検査し、関係者に質問することができる。

２　前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

３・４　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。